

04

未 来 の 姿

04-1 ユネスコ世界ジオパークとしての役割

04-1-1 UGGp の基準

ユネスコ世界ジオパークの認定基準は、次のように定められています。

● ユネスコ世界ジオパーク認定基準

① ユネスコ世界ジオパークは、国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・研究・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域でなければならない。ユネスコ世界ジオパークは、明確に定義された境界線と、その機能を全うするための適切な面積を持ち、また科学の専門家によって独立に確かめられた国際的に重要な地質遺産を含まなくてはならない。

② ユネスコ世界ジオパークは、当該地域の自然・文化遺産のあらゆる分野と関連したその遺産をもって、我々が暮らす変動する惑星の中で、社会が直面している重要課題への意識

を高める目的で活用されるべきである。そこには、地球科学的プロセス、地質災害、気候変動、地球の自然資源の持続的利用の必要性、生命の進化と先住民のエンパワメントに関する、知識と理解の増大が含まれるが、それに限定されない。

③ ユネスコ世界ジオパークは、国の法令のもとで法的位置づけのある管理運営団体を有する地域でなければならない。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパークのエリア全体を十分に扱うために適切な能力を有するべきである。

④ 申請地域が世界遺産や生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）といった他のユネスコ認定サイトと重複する場合、要請は明確に根拠づけられ、かつ、ユネスコ世界ジオパークが他の認定と独立してブランド化されながら相乗効果を出すことで、その地域に、どう価値を付加できるのか証拠を示さなければならない。

⑤ ユネスコ世界ジオパークは、ジオパークの重要な利害関係者として、地域社会や先住民を積極的に巻き込むべきである。地域社会との連携のもと、地域住民の社会的・経済的ニーズに応え、彼らが住んでいる景観を保護し、彼らの文化的アイデンティティを保全する、共同管理運営計画が策定され実行される必要がある。すべての関連する地域・地域の関係者・公共機関は、ユネスコ世界ジオパークの管理運営に参加することが推奨される。科学と併せて、地域や先住民の知識・慣習・管理制度が、その地域の計画や管理に含まれるべきである。

⑥ ユネスコ世界ジオパークは GGN において、経験と助言を共有し、共同プロジェクトに取り組むことが推奨される。GGN への加盟は義務である。

⑦ ユネスコ世界ジオパークは、地質遺産の保護に関連する地域や国内の法令を尊重しなければならない。ユネスコ世界ジオパークにおいて位置づけのなされた地質遺産サイトはいかなる申請にも先立って、法的に保護されなければならない。同時に、ユネスコ世界ジオパークは、地域や国内において地質遺産の保護を推進するために活用されるべきである。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパーク内において、化石・鉱物・磨かれた岩石・いわゆる「石の店」で通常見られるタイプの装飾用の石等の地質学的なものの売買に直接関わってはならず（いかなる産地のものであろうとも）、地質学的な物質の持続可能でない取引全般を積極的に防ぐべきである。責任ある活動であり、サイトの管理運営として最も有効で持続的な手法の一部であるとはっきり説明ができる場合、ユネスコ世界ジオパーク内の自然再生可能なサイトから、科学や教育目的のために、地質学的な物質の持続可能な採集を許可できる場合がある。こうしたシステムに基づいた地質学的な物質の取引は、地域の実情を考慮した際にそのグローバル・ジオパークにとっての最良の選択肢として、

明確かつ公に説明され、根拠づけられ、監視される場合、例外として容認される場合がある。このような状況は、個々のケースごとにユネスコ世界ジオパーク・カウンスルによって承認されることが前提となる。

⑧ 審査や再認定では、これらの基準についてチェックリストを通じて確認する。



ユネスコ世界ジオパーク国際会議 2019（イタリア アダメッロ・ブレンタ大会）

04-2 持続可能な開発目標 (SDGs)

04-2-1 SDGs とは

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2030 年を目標年に設定した、持続可能な開発のための 17 項目の目標と 169 項目のターゲットからなる、国際連合が示した行動指針です。

ジオパークはユネスコ（国際連合 教育科学文化機関）のプログラムであることから、この SDGs に協調して取り組むことが求められています。



04-2-2 本地域の対応項目



04-3 将来のビジョン

04-3-1 これまでの活動

当地域のジオパーク活動の基礎は、そもそも 2000 年の有珠山噴火後の地域復興計画である、エコミュージアム構想から始まりました。2009 年に当地域が UGGp に認定されてから、10 年が経過しました。これまでの主な歩みは、右図のとおりです。



2000 年（平成 12 年）	有珠山噴火 人的被害なし、経済的損害 230 億円余
2001 年（平成 13 年）	レイクトピア 21 ^{※1} に、洞爺湖周辺エコミュージアム ^{※2} 構想策定部会設置
2004 年（平成 16 年）	ユネスコの支援により世界ジオパークネットワーク（GGN）設立
2006 年（平成 18 年）	レイクトピア 21 を発展的に解消、洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会設置
2007 年（平成 19 年）	日本ジオパーク連絡協議会設立（会長：糸魚川市長、副会長：壮瞥町長 他）
2008 年（平成 20 年）	ジオパーク認定に向け、洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会に、洞爺湖有珠山ジオパーク科学検討委員会を設置
9 月	日本ジオパーク委員会（JGC）による現地審査
12 月	洞爺湖有珠山地域が日本ジオパークに認定
2009 年（平成 21 年）	日本ジオパークネットワーク（JGN）設立（日本ジオパーク連絡協議会の組織替）
7 月	世界ジオパークネットワーク（GGN）による現地審査
8 月	洞爺湖有珠山地域が世界ジオパークに認定
2010 年（平成 22 年）	洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会設立
2012 年（平成 24 年）	日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
2013 年（平成 25 年）	世界ジオパーク再認定審査 → 再認定
2015 年（平成 27 年）	世界ジオパークがユネスコの正式事業になる。
2016 年（平成 28 年）	日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
2017 年（平成 29 年）	ユネスコ世界ジオパーク再認定審査 → 2 年の条件付き再認定（イエローカード）
2018 年（平成 30 年）	日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
2019 年（令和 元 年）	ユネスコ世界ジオパーク再認定審査

※1 レイクトピア 21

1983 年（昭和 58 年）、洞爺湖周辺 6 市町村（当時）が、国や北海道に対する整備の要望や地域の調査研究を行うために発足した組織

※2 エコミュージアム

地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式などを展示品とみなし、住民参加型で地域全体を「屋根のない博物館」として活用する取り組み

04-3-2 運営体制の強みと弱み

当ジオパークは、4つの市町が一体となって、広域的な活動を推進しています。

ジオパークを公益性の高い取組みと考え、構成する自治体が職員を派遣し、予算の大部分は自治体が負担し運営しています。一方で、国外のジオパークで見られるような、入場料の徴収や、直営のガイドツアーといった、大きな収入事業は行っていません。これらを総合的に踏まえて、当地域の運営体制の強みと弱みについて、次のように分析します。



構成する自治体間が機能的に連携しており、運営体制が強固です。自治体が行う事業として公益性、信頼性が高く、理解や協力を得られやすい側面があります。また、教育や地域減災など、地域住民に向けた公益事業が充実しています。



自治体が運営を担っているため、ボトムアップ型の体制を意識的に導入しなければ、行政主導に陥りがちです。財源の大部分が自治体からの資金であることから、地域全体への効果性を常に求められ、時としてそれが活動の制約になります。また、民間と対立する収益事業を行いにくい側面があります。

04-3-3 2030年の姿と具体的な到達点

次ページに、SDGsの目標年である2030年における、当ジオパークの理想像と、そこに到るための具体的方法を記載します。



－研究と保全分野の理想像－

研究者による研究成果は噴火への備えや大地の恵みのしくみの解明に活かされており、数あるジオサイトは、地域の子どもの学びの場や住民や旅行者の憩う観光スポットとして、多くの人が訪れています。

➡ 国内外の研究者や学生たち、火山マイスターや地元住民たちによる継続的な調査・研究活動と、官学民協働の情報発信によって当地域の価値が正しく評価され、その学術的な重要性と持続可能な保全方針を地元住民や来訪者と広く共有できる仕組みを確立します。



－災害リスクの軽減（減災）分野の理想像－

将来の噴火に備え、犠牲者を一人も出さないという共通の目的意識のもと、住民一人ひとりが有珠山と上手に付き合い、安心して暮らすことをめざし続けており、そのノウハウは世界中の火山地域で活かされ、交流が進んでいます。ジオパーク発足後に初めて迎えた次の有珠山噴火でも、大きな減災を達成できているでしょう。

➡ 当地域の減災文化をさらに醸成し、火山マイスターなど地域の防災リーダーを増やすとともに、噴火を乗り越えていくため、官学民そしてメディアの協働による豊かで安全な社会システムを構築していきます。



－教育（学校・社会）分野の理想像－

地元の子供たちが地域の魅力を語れる最高のプレゼンターとなっています。

➡ 幼い頃から有珠山の噴火の脅威と恩恵の両方を学び、地元のおいしい農産物や魚介類を味わうことで、火山と大地の恵みとの関係に興味を持ち、生まれ育った当地域への郷土愛を育む教育環境を整えます。国内・海外からの滞在型野外学習ツアーに取り組み、地元の子どもたちとの相互交流を推進します。



—ジオツーリズム分野の理想像—

当地域だけの特別な価値を見出し、何度も訪れる生粋のファンをはじめ、大地の変動を肌で感じられる場所として火山のない国からも注目されるようになり、年間を通して旅行者が絶えません。じっくりと周遊観光を楽しむ長期滞在型ジオツーリズムの形も普及しています。

➡ 時代の移り変わりに適応し、当地域ならではの魅力が存分に生かされる多彩なアクティビティやツアーを企画し、来訪者のニーズに応じるガイドの育成と技術の向上に努めます。また、滞在型野外学習ツアーコースなど、さらなる開発と多様なプログラムを提供するための素材作りに取り組みます。



—産業連携（地域振興）分野の理想像—

ジオパークをきっかけにさまざまな企業や店舗が顧客を獲得し、継続して安定した利益を獲得できるようになり、地域全体が活気に溢れ、地元の住民がこの地域に誇りを持って暮らしています。

➡ 市町村の枠を越えて、さまざまな人たちが多様に連携し、チームとなって特産品など地域の魅力をアピールし、盛り上げていく地域づくりを進めます。



—ネットワーク活動分野の理想像—

当地域の認知度が高まり、地域外のファンも増え、たくさんの地域との交流があります。北海道のジオパークが増え、当地域が中心となり。交流を通して新たな刺激や発見が得られ、客観的に当地域の良さを再認識できたことで、人々が愛郷心で結ばれ、魅力的なまちづくりができています。

➡ 当地域の魅力を積極的に発信し、火山・ジオパーク・国内・道内等、さまざまな繋がりを通してネットワークの輪を広げていきます。お互いの取り組みや課題を共有し、当地域の活動に活かすとともに、新たな取り組みやビジネスに発展させていきます。

04-4 重点プロジェクト

04-4-1 2023～2026の重点プロジェクト

当地域の持続可能な開発ポリシー（28 頁）を実現するために、効果性、評価の高いこれまでの活動を今後も継続するとともに、今後4 年間（2023 - 2026）の重点プロジェクトとして、下記を実施します。

この項目は、UGGp の再審査年を起点とする4 年毎に更新します。

① ジオパーク・アドベンチャーツアー事業

2023年に北海道で開催する「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」に合わせて、ジオパークで体験できる新たなツアープログラムを立ち上げ、継続的な展開を目指します。

- ・規制区域の入域も含めた、ガイド同行による限定ガイドツアーの実施検討
- ・安定的な受け入れ態勢の検討、まち歩きなど宿泊施設発着ツアーの企画
- ・ジオパークのガイドの活動範囲、安全管理等の基準検討

② マーケティングをベースとしたビジュアル・プロモーション事業
対象者の関心に対応した情報発信を基礎とし、普及媒体のデザイン性向上を図るとともに、Web 情報や空撮映像等の新技術を用いた効果的なプロモーションを実施します。

- ・明確な客層、目的、動線を把握するためのマーケティング調査を実施
- ・調査で得られたデータを基礎とした視覚に訴えるプロモーションの展開
- ・収集・撮影した映像資料を多くの方に利用してもらう仕掛けの拡充と継続的運用

③ 地域産品の GI（地理的表示）促進事業

地域産品の「ブランド化」「高付加価値化」に役立つ、科学的情報の提供を拡充するとともに、生産者や事業者にもメリットを感じてもらえる着地型のプロジェクトを推進します。

- ・ジオパークによる学識者とのネットワークを利用した産業に役立つ研究成果の収集

- ・地域事業者の GI 認証取得に向け、産業振興担当部局と連携した情報支援の実施
- ・パイロットプロジェクトの試行

④ 減災教育の基盤強化事業

世界的に評価の高い当地域の減災教育活動について、地域における教育利用を拡充するとともに、増加する教育旅行の依頼に対応できるよう活動の支援を行います。

- ・既存の学校や団体に向けた講師派遣の利用促進
- ・認定制度の効果的な情報発信による継続的な火山マイスター受験者の確保
- ・安全管理、正確な情報提供、満足度の向上等を目的とした研修機会の提供



日本には、地震や噴火など大地の変動をテーマとするジオパークが多くありますが、過去 350 年間に 9 回の噴火を経験している当地域は、その代表格と言えるでしょう。私たちのジオパーク活動の基本理念は、火山の恵みを享受・活用するとともに、災害の経験を次世代に伝え、次の災害に備えることで「火山との共生」を実現していくことです。当地域は、ユネスコ世界ジオパークの中でも、活火山との共生を先導的に推進している地域であると、強く認識しています。地域の皆さまにも、当地域のジオパーク活動に、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

2019 年 3 月

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

会長 真屋敏春

◆写真提供

横山 光（P76）

三松正夫記念館（P20、P21 and P22）

高臣 陽太（P18）

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

〒049-5721

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 観光情報センター内

Tel：0142-82-3663

Web： <https://www.toya-usu-geopark.org>